平成２６年（フ）第１７９号
兵庫県高砂市高須17番８号、申立時の住所兵庫県明石市二見町東二見2028番地の37
債務者　辻岡商店こと　辻岡　正彦
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好登志行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
愛媛県西条市朔日市796番地４　朔日市マンション４階402号、住民票上の前住所愛媛県新居浜市江口町５番１号
債務者　岩崎　豊和
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６１５号
仙台市若林区表柴田町68番地の３　ライオンズマンション一高前第３―201
債務者　橘　　雅子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　尚文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
兵庫県宝塚市高司２丁目７番19―102号
債務者　石倉　　浩
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　麻鈴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
兵庫県川西市新田３丁目21番15号
債務者　小西　貴志
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７７２号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目20番２号　丸多賀荘Ｂ―201
債務者　栗栖　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸亀日出和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０５号
岡山市南区洲崎１丁目７番41号セゾン洲崎203、住民票上の住所岡山市南区洲崎１丁目７番41号
債務者　岡本真砂恵
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６６号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番19―205号
債務者　工藤　洋志
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１８４９号
横浜市西区老松町４―１　第２ニュー野毛山マンション502、住民票上の住所横浜市旭区今宿１丁目57番18号
債務者　半田　誠一
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７９号
埼玉県飯能市大字原市場80番地４
債務者　安保　信男
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５６１号
北九州市八幡東区東山１丁目６番43―602号
債務者　藤田　賢吾
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天久　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８５４号
北海道石狩市花川南２条４丁目11番地　森田マンション201号
債務者　青木　信子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１３号
札幌市西区八軒10条東３丁目１番15―210号
債務者　菅野　千秋
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５２６号
札幌市北区北34条西５丁目１番20―409号
債務者　山下　未歩
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６０号
札幌市豊平区豊平１条１丁目２番28―101号
債務者　坂上　直也
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６７１号
札幌市東区北15条東６丁目１番12号　東方
債務者　倉田みよみ
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３０号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番４―504号
債務者　松本多加志
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５９号
札幌市中央区南11条西９丁目３番５号フォー ス東屯田202号
債務者　大谷　　清
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部